

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の基本的事項について

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

(1) 障害福祉計画の概要

- 障害福祉計画は、障害者総合支援法で定められた事業(障害福祉サービス)の提供体制の確保の方策について定めることを目的とした計画です。
- 主な対象者は、障害のある方のうち、18歳以上の方です。
- 計画内では、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)と、それに関連する障害福祉サービスの提供量(利用人数や利用日数など)の見込み(活動指標)を定め、その確保方策と併せて記載します。
- 計画期間は3年間を基本とします。
- 障害者総合支援法第88条第1項において、市町村の策定義務が明記されています。

【障害者総合支援法(平成17年法律第123号)】第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 障害児福祉計画の概要

- 障害児福祉計画は、児童福祉法で定められた事業(障害児通所支援等)の提供体制の確保の方策について定めることを目的とした計画です。
- 主な対象者は、障害のある方のうち、18歳未満の方です。
- 計画内では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)と、それに関連する障害児通所支援等の提供量(利用人数や利用日数など)の見込み(活動指標)を定め、その確保方策と併せて記載します。
- 計画期間は3年間を基本とします。
- 児童福祉法第33条の20において、市町村の策定義務が明記されています。

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)】第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害時相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

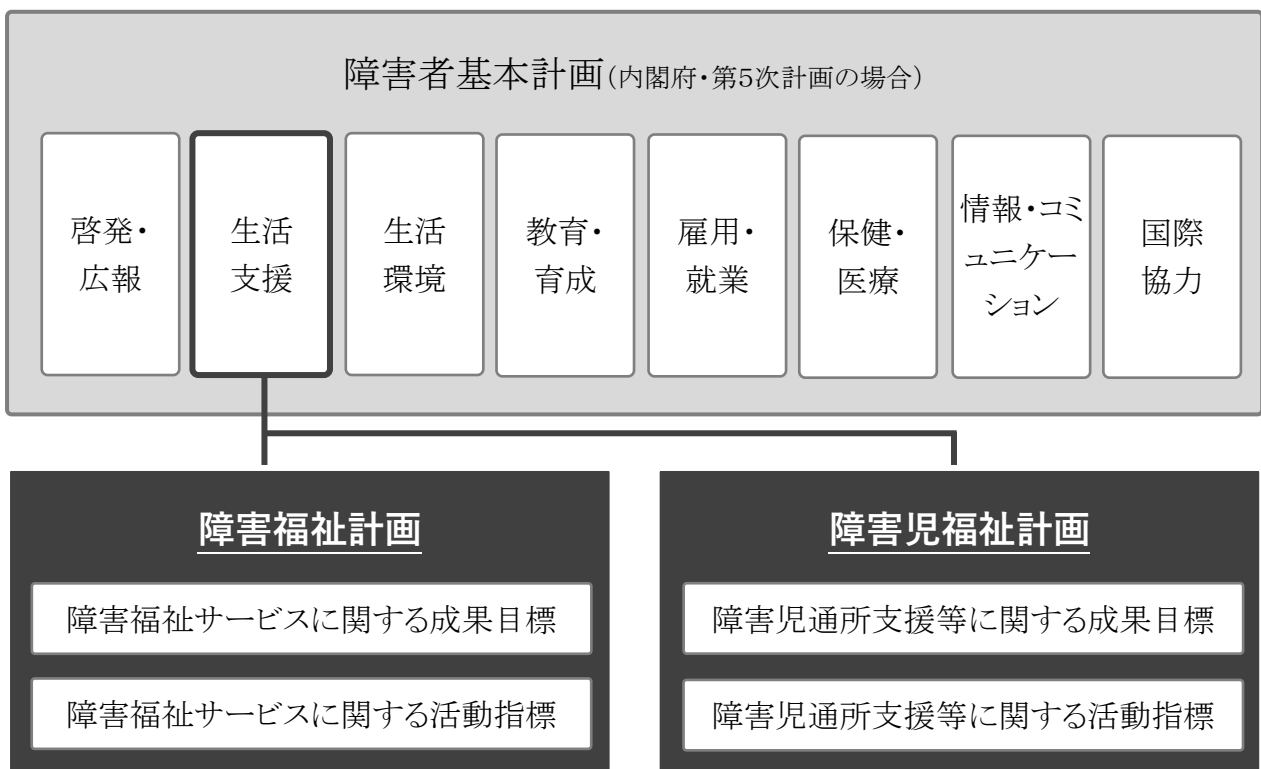
(3) 障害者(基本)計画との関係性

- 内閣府は、障害者施策の推進方策を定める計画として、「障害者基本計画」(令和5年時点で第5次)を策定しています。地方自治体も、国が示す計画を参照しながら、それぞれが障害者基本計画(藤井寺市での名称は「障害者計画」)を策定しています。
- 上述の障害福祉計画や障害児福祉計画が、障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業所などが提供する、いわゆる「サービス」の見込量などについて定めるものであるのに対し、障害者基本計画では、権利擁護や保健対策、教育支援など、主に行政が提供する、いわゆる「施策」について定める計画となっています。
- 計画期間に明確な制限はありません。(藤井寺市は6年間)
- 障害者基本法第 11 条第3項において、市町村の策定義務が明記されています。

【障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)】第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係性イメージ



(4) 成果目標と活動指標(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画時点)

成果目標と活動指標は、以下の通りに整理されます。なお、都道府県の判断により、下表以外の成果目標や活動指標の掲載を求められる場合があります。

	成果目標(市町村対象)	活動指標(市町村対象)
①	施設入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者数の増加 ・施設入所者数の削減	・訪問系サービス ・自立訓練 ・就労継続支援 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・施設入所支援 ・生活介護 ・就労移行支援 ・短期入所 ・共同生活援助 ・地域定着支援 の利用者数・利用日数
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※市町村レベルではなし	・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
③	障害者の地域生活の支援 ・地域生活支援拠点の整備	・地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
④	福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・職場定着率の増加	・就労移行支援 ・就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数 ・就労定着支援
⑤	障害児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・訪問型児童発達支援 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 ・医療型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援
⑥	相談支援体制の充実・強化等 ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	・総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
⑦	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

参考: 社会保障審議会障害者部会「令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」(第133回(R4.10.17))

2. 第7期計画・第3期計画の基本指針

(1) 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定においては、基本指針で掲載が求められている項目を盛り込んでいく必要があります。なお、サービスの見込量以外の活動等については、市町村や都道府県の実情に応じて任意に定めることが可能であるとされています。

(2) 基本指針の構成

基本指針は、大きく4つの項目より構成されています。第7期計画・第3期計画策定のための基本指針の構成は以下の通りです。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する 基本的事項

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって踏まえるべき基本的な考え方が示されています。

掲載 項目	一 基本的理念
	二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
	三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
	四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)

計画で掲載する成果目標の一覧が示されています。

掲載 項目	一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
	二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	三 地域生活支援の充実
	四 福祉施設から一般就労への移行等
	五 障害児支援の提供体制の整備等
	六 相談支援体制の充実・強化等
	七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定過程において踏まえるべきことや、計画に掲載すべきことが示されています。

掲載 項目	一 計画の作成に関する基本的事項
	二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
	三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
	四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するために必要な事項等

障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するにあたって踏まえるべき事項が示されています。

掲載 項目	一 障害者等に対する虐待の防止
	二 意思決定支援の促進
	三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
	四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
	五 障害を理由とする差別の解消の推進
	六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(3) 第7期計画・第3期計画におけるポイント

改正された内容より、主なものを抜粋して掲載しています。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 など

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 など

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 など

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 など

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 など

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 など

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進 など